

# 令和7年第5回富山県教育委員会議事日程

4月30日（水）午後1時45分

県庁4階大会議室

## 1 会議録の承認について

令和7年2月14日開催の令和7年第2回富山県教育委員会会議録の承認について

令和7年3月6日開催の令和7年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

令和7年3月18日開催の令和7年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第10号 博物館の登録に関する告示の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第11号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

## 3 協議事項

(1) 魚津工業高校・砺波工業高校の学科改編について

教育みらい室県立高校改革推進課長から説明した。

## 4 報告事項

(1) 臨時代理について（富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(2) 臨時代理について（富山県立学校文書管理規程一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(3) 臨時代理について（富山県次長会議運営規程の一部改正の件）

教育企画課長から説明した。

(4) 国の登録有形文化財（建造物）の登録について

生涯学習・文化財課長から説明した。

(5) 令和7年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

教職員課長から説明した。

(6) 富山県スポーツ推進プランについて

保健体育課長から説明した。

## 5 今後の教育委員会等の日程について

議案第10号

博物館の登録に関する告示の件

博物館法第14条の規定により、富山市科学博物館および富山県立山カルデラ砂防博物館を次のように登録したことを告示するものとする。

令和7年4月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会告示第 号

公立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第14条第 1 項の規定により、次の公立博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和 7 年 5 月 日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

登録年月日及び 記号番号	設置者の 名称	博物館の名称	所在地
令和 7 年 4 月 7 日 科第10号	富山市	富山市科学博 物館	富山市西中野町一丁目 8 番 31 号
令和 7 年 4 月 7 日 総第38号	富山県	富山県立山カ ルデラ砂防博 物館	中新川郡立山町芦嶮寺字ブナ 坂 68

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	<p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が公布され、刑の種類である懲役及び禁錮が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化された。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が公布され、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されたことから、所要の規定を整備するもの。</p>
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育職員免許法の改正に伴う規定整備（様式第4号関係）</li> <li>2 その他規定整備（様式第18号関係）</li> </ol> <p>第2 施行期日 令和7年6月1日</p>
3 他の規則等との関連	<p>特になし</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

議案第11号

富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の  
一部を次のように改正する。

様式第4号（備考）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第18号中

「 根 拠 規 定	
(旧)有効期間の満了の日	
((旧)修了確認期限)	

を

「 根 拠 規 定	
-----------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第19条 (略) 別表第1、別表第2 (略) 様式第1号～様式第3号 (略)</p> <p>様式第4号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(授与権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>(備考) 教育職員免許法第5条第1項</p> <p>(3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>(5) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(注) 現に教員として勤務する者は、提出を省略することができる。</p> </div> <p>様式第5号～様式第17号 (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略) 別表第1、別表第2 (略) 様式第1号～様式第3号 (略)</p> <p>様式第4号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(授与権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>(備考) 教育職員免許法第5条第1項</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>(5) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(注) 現に教員として勤務する者は、提出を省略することができる。</p> </div> <p>様式第5号～様式第17号 (略)</p>	<p>教育職員 免許法改 正に伴う 規定整備</p>

様式第 18 号 (第 13 条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追加した領域及び 追 加 年 月 日	領域名	追加年月日
根 拠 規 定		
(旧)有効期間の満了の日 (旧)修了確認期限		
備 考		

年 月 日

富山県教育委員会 印

様式第 19 号～様式第 21 号 (略)

様式第 18 号 (第 13 条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免 許 状 種 類		
教科、事項又は領域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追加した領域及び 追 加 年 月 日	領域名	追加年月日
根 拠 規 定		
備 考		

年 月 日

富山県教育委員会 印

様式第 19 号～様式第 21 号 (略)

規定整備

## 魚津工業高校・砺波工業高校の学科改編等について

このことについて、令和6年度第2回・第3回総合教育会議において、魚津工業高校と砺波工業高校で学科・コースの見直しを行い、併せて一括募集を導入することについて議論いただき、その方向性について了承された。実施時期については教育委員会において検討することとされた。

このたび3月にとりまとめた「新時代とやまハイスクール構想」基本方針では、現在学ぶ子どもたちのために、直ちに学科・コースの見直しを行う必要がある場合には、「こどもまんなか」の視点から、第1期校の開設を待たず、速やかに学科改編等を行うこととしており、両校において、以下のとおり、実施するもの。

### 1 学科改編等の内容

#### (1) 学科・コースの見直し

高校	主な改編の趣旨
魚津工業高校	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>プログラミングや工業デザイン、VRなどシミュレーション技術分野</u>の学習のできるコースの改編</li><li>・ <u>地域連携</u>を取り入れた実習、フィールドワーク、探究活動の充実</li></ul>
砺波工業高校	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 砺波学区における <u>建設系コース</u>の新設</li><li>・ 工学系等への <u>進学に対応したコース</u>の新設</li><li>・ <u>企業と連携</u>した授業や実習の充実を図る</li></ul>

※新学科・コースの名称については、学校及び関係団体と協議のうえ、別途、県教育委員会で決定する。

#### (2) 一括募集の導入

魚津工業高校、砺波工業高校において、学科改編と併せて一括募集を導入し、入学後に工業に関する幅広い知識を学んだ上で、1年次後半から生徒の興味・関心のある学科・コースを選択できるようにする。

### 2 学科改編等の時期について

令和8年度 魚津工業高校

令和9年度（予定） 砺波工業高校（今後、新コース実習棟の整備を行った上で導入）

# 学科改編案の概要

別紙

## 1. 魚津工業高校

改編内容		充実させる取組み
現状	R 8 ~	
<p>入学時～</p> <p>○機械科</p> <p>○電気科</p> <p>○情報環境科 ・電子機械コース ・化学工業コース</p>	<p>入学時</p> <p>工業科 (新一括募集)</p> <p>1 年次後半～3 年次</p> <p>○機械に関する知識や理論のほか、先端技術を用いた創造的なものづくりについて学ぶ学科</p> <p>○電気・電子・情報系の学科 ・発電・送配電などの電力インフラを支えるために必要な知識・技術について学ぶコース ・電気・電子回路の設計製作、組み込みプログラムを利用したコンピュータ制御について学ぶコース</p> <p>○IT・環境系の学科 ・新プログラミングや工業デザイン、シミュレーション技術について学ぶコース ・化学に関する知識・理論や機器分析、環境保全について学ぶコース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新</b>一括募集の導入により、入学後に工業に関する幅広い知識を学んだ上で、生徒の興味・関心のある学科・コースが選択できる</li> <li>・様々な加工技術の学びを通して、デジタルものづくりを推進できる力を身に付ける</li> <li>・自動工作機械や IT を活用し、課題解決に取り組む力を養う。</li> <li>・製造現場や工事現場において IT を活用した問題発見・問題解決を図ることのできる力を身に付ける</li> <li>・国家資格取得を視野に入れた実習を通して、地域を支える技術者を育成する。</li> <li>・<b>新</b>プログラミング、工業デザイン、VR などシミュレーション技術分野の学習</li> <li>・3D 関連機器や IT を活用した課題解決能力を育成する。</li> <li>・地域連携を取り入れた実習、フィールドワーク、探究活動の充実</li> <li>・化学と IT を組み合わせ、持続可能な社会の実現に向けた問題解決力を養う。</li> </ul>

## 2. 砺波工業高校

改編内容		充実させる取組み
現状	R 9 ~	
<p>入学時～</p> <p>○機械科</p> <p>○電気科</p> <p>○電子科</p>	<p>入学時</p> <p>工業科 (新一括募集)</p> <p>1 年次後半～3 年次</p> <p>○<b>新</b>建設系・総合工学系の学科 ・道路・河川等の社会基盤の維持や防災、建築物について学ぶコース ・数理分野や工学の基礎分野を学び、進学に対応したコース</p> <p>○機械工学に重点を置きつつ、電気・電子系、情報・通信系の技術も取り入れた総合技術を学ぶ学科 〔主に、機械設計・加工技術・自動制御などについて学ぶ〕</p> <p>○電気・情報系の学科 ・電気エネルギー(発電・送配電等)の理論と技術について学ぶコース ・情報通信や制御の先端技術 (AI や IoT 等) について学ぶコース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>新</b>一括募集の導入により、入学後に工業に関する幅広い知識を学んだ上で、生徒の興味・関心のある学科・コースが選択できる</li> <li>・各学科に応じたデジタルものづくりの推進のため、実習内容の充実を図る</li> <li>・<b>新</b>砺波学区における建設系コースの新設</li> <li>・企業と連携した授業や実習の充実を図る</li> <li>・<b>新</b>工学系等への進学に対応したコースの新設</li> <li>・探究活動を通して課題解決能力を身に付ける</li> <li>・機械科の学びにプログラミングと自動制御技術の要素を加え、ロボット製作等に必要総合的な力を身に付ける</li> <li>・アプリの製作や AI、IoT 等を活用した先端技術を学ぶ</li> </ul>

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和7年4月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

記

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	事務効率化のため、県が施行する文書への公印の押印を原則不要とするとともに、組織改編等に伴う所要の規定整備を行うもの
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 県が施行する文書への公印の押印を原則不要とするもの（第30条関係）</p> <p>2 総務課長を法務文書課長とするもの（第38条関係）</p> <p>3 生涯学習・文化財室を生涯学習・文化財課とするもの（別表第2関係）</p> <p>4 その他規定整備（第12条関係）</p> <p>第2 施行期日 令和7年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号） 別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会訓令第3号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、「收受登録」の次に「（第27条第2項及び第3項に規定する番号（次項及び第3項において「番号」という。）の設定を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、「第27条第2項及び第3項に規定する」及び「（次項において「番号」という。）」を削り、同条第3項から第5項までの規定中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、同条第6項中「受領文書等」を「受領等文書」に、「緊急の」を「緊急に」に改める。

第30条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第38条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

別表第2本庁の公文書の記号の表中「生涯学習・文化財室」を「生涯学習・文化

財課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第11条 略</p> <p>(收受)</p> <p>第12条 室課及び出先機関等の文書責任者は、室課にあつては教育企画課長から配付を受けた文書及び直接受領した文書、出先機関等にあつては受領した文書（以下この条において単に「<u>受領文書等</u>」という。）について、親展文書を除き、文書管理システムにより收受登録</p> <hr/> <p>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、<u>受領文書等</u>の余白に收受印（本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式。次項及び第4項において同じ。）を押し、<u>第27条第2項及び第3項に規定する番号</u>（次項において「番号」という。）を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなつたときは、当該<u>受領文書等</u>について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、室課及び出先機関等の文書責任者は、<u>受領文書等</u>で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、<u>受領文書等</u>で次に掲げるものについては、当該文書の余</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>(收受)</p> <p>第12条 室課及び出先機関等の文書責任者は、室課にあつては教育企画課長から配付を受けた文書及び直接受領した文書、出先機関等にあつては受領した文書（以下この条において単に「<u>受領等文書</u>」という。）について、親展文書を除き、文書管理システムにより收受登録（<u>第27条第2項及び第3項に規定する番号</u>（次項及び第3項において「番号」という。）の設定を含む。次項において同じ。）を行わなければならない。</p> <p>2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、<u>受領等文書</u>の余白に收受印（本庁にあつては様式第2号、出先機関等にあつては様式第2号に準ずる様式。次項及び第4項において同じ。）を押し、<u>番号</u>を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなつたときは、当該<u>受領等文書</u>について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、室課及び出先機関等の文書責任者は、<u>受領等文書</u>で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、室課及び出先機関等の文書責任者は、<u>受領等文書</u>で次に掲げるものについては、当該文書の余</p>	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>



(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第31条～第37条 略

(県報登載文書の送付)

第38条 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿を知事部局経営管理部総務課長 (次項において「総務課長」という。)に送付しなければならない。この場合において、富山県の休日を守る条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する休日は、日数に算入しない。

2 県報に登載を要する事項が著しく多数となることがあらかじめ予想される場合は、総務課長は、前項の規定にかかわらず、原稿の提出日を繰り上げることができる。

第39条～第73条 略

別表第1 略

(1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの

(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの

(3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの

(4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第31条～第37条 略

(県報登載文書の送付)

第38条 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿を知事部局経営管理部法務文書課長 (次項において「法務文書課長」という。)に送付しなければならない。この場合において、富山県の休日を守る条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する休日は、日数に算入しない。

2 県報に登載を要する事項が著しく多数となることがあらかじめ予想される場合は、法務文書課長は、前項の規定にかかわらず、原稿の提出日を繰り上げることができる。

第39条～第73条 略

別表第1 略

県が施行する文書への公印の押印を原則不要とするもの

総務課長を法務文書課長とするもの

同上

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号

課名	記号
教育企画課	教企
教育みらい室	教み
生涯学習・文化財室	生学
教職員課	教
保健体育課	保体

出先機関又は教育機関の公文書の記号  
略

別表第3 略

様式第1号～様式第19号 略

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号

課名	記号
教育企画課	教企
教育みらい室	教み
生涯学習・文化財課	生学
教職員課	教
保健体育課	保体

出先機関又は教育機関の公文書の記号  
略

別表第3 略

様式第1号～様式第19号 略

生涯学習・文化財室を生涯学習・文化財課とするもの

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和7年4月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

記

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	事務効率化のため、県が施行する文書への公印の押印を原則不要とするもの
2 訓令案の内容	第1 改正の内容 県が施行する文書への公印の押印を原則不要とするもの (第27条関係)
	第2 施行期日 令和7年4月1日
3 他の訓令等との関連	富山県教育委員会文書管理規程(昭和62年富山県教育委員会訓令第1号) 別途改正
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会訓令第4号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第27条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)



臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和7年4月30日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

記

富山県次長会議運営規程の一部改正の件

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令案要綱

経営管理部 人事課  
(吉田主任 内線3273)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	令和7年度の組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p><b>第1 改正の内容</b> 「人事企画室」への改組に伴うもの（第5条及び第7条関係）</p> <p><b>第2 施行期日</b> 令和7年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	組織機構の見直しに伴う関係訓令等の改正について、別途起案予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富 山 県 訓 令  
富山県公営企業管理規程  
富山県教育委員会訓令 第1号  
富山県警察本部訓令

本 庁  
企 業 局  
教育委員会事務局  
警 察 本 部

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令

富山県次長会議運営規程  $\left[ \begin{array}{c} \text{富 山 県 訓 令} \\ \text{富山県営電気事業管理規程} \\ \text{昭和39年 第1号} \\ \text{富山県教育委員会訓令} \\ \text{富山県警察本部訓令} \end{array} \right]$  の一部を

次のように改正する。

第5条中「経営管理部人事課長」を「経営管理部人事企画室長」に改める。

第7条中「経営管理部人事課」を「経営管理部人事企画室」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事	新	田	八	朗
富山県教育委員会教育長	廣	島	伸	一
富山県警察本部長	高	木	正	人

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条 略 (題名の提出)</p> <p>第5条 次長会議に提出する事項があるときは、その題名を各部局の連絡に当たる課等においてとりまとめのうえ開催日の前前日までに<u>経営管理部人事課長</u>に提出するものとする。</p> <p>第6条 略 (庶務)</p> <p>第7条 次長会議に関する庶務は、<u>経営管理部人事課</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (題名の提出)</p> <p>第5条 次長会議に提出する事項があるときは、その題名を各部局の連絡に当たる課等においてとりまとめのうえ開催日の前前日までに<u>経営管理部人事企画室長</u>に提出するものとする。</p> <p>第6条 略 (庶務)</p> <p>第7条 次長会議に関する庶務は、<u>経営管理部人事企画室</u>において処理する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>人事課から人事企画室への改組によるもの</p> <p>同上</p>

(件名) 国の登録有形文化財(建造物)の登録について(報告)

下記の建造物の保存・活用について、文化庁と協議を進めてまいりましたが、このたび 3 月 21 日(金)開催の文化審議会において登録の答申がなされましたので、ご報告します。

なお、今回の登録で県内の国の登録有形文化財(建造物)の総数は 79 か所 164 件 となります。(県内の主な国の登録有形文化財(建造物)…富山県庁舎本館、旧金岡家住宅等)

1 登録の概要(2か所4件)

よしむらげじゅうたくおもや  
(1) 吉村家住宅主屋(個人所有)

- ① 建築年代 明治前期(大正3年頃移築)
- ② 所在地 富山市金屋
- ③ 特徴等

- ・ 射水郡作道(現・射水市)から移築されたと伝わる、県東部では数少ないアズマダチ建築で、ワクノウチと呼ばれる豪壮な梁組が見事。



わかつるしゅぞうたいしょうぐら わかつるしゅぞうしょうわぐらまつこ さぶろうまるじょうりゅうじょ  
(2) 若鶴酒造大正蔵・若鶴酒造昭和蔵松庫・三郎丸蒸留所(若鶴酒造(株)所有)

- ① 建築年代 大正9年・昭和34年・昭和前期
- ② 所在地 砺波市三郎丸
- ③ 特徴等

- ・ 大正蔵は下屋と一体化した瓦葺の大屋根を葺き下降ろす、大規模な土蔵造りの建物。
- ・ 昭和蔵松庫は鉄筋コンクリート造で、戦後の清酒需要の増大に対応した近代的で現役の醸造施設。
- ・ 三郎丸蒸留所は不二越の工場を昭和29年頃に移築したと伝わり、北陸最古のウイスキー蒸留施設。
- ・ 大正蔵・三郎丸蒸留所は観光施設としても公開・活用している。



若鶴酒造大正蔵

2 今後のスケジュール

令和7年8月頃官報告示予定(正式に国の登録有形文化財(建造物)として登録)



三郎丸蒸留所

令和7年度 新規採用教員 配置状況

令和7年4月30日

教 職 員 課

	教諭		養護教諭		栄養教諭		合計		備 考
小 学 校	R7	181 ( 35 )	2 ( 0 )	2 ( 1 )	185 ( 36 )	社会人経験A4 教職経験11 大学推薦21			
	R6	112 ( 27 )	4 ( 1 )	3 ( 1 )	119 ( 29 )	社会人経験A2 教職経験10 大学推薦17			
中 学 校	R7	64 ( 11 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	64 ( 11 )	社会人経験A2 教職経験4 特定資格1 スポーツ実績2 大学推薦2			
	R6	47 ( 18 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	47 ( 18 )	社会人経験A1 教職経験5 スポーツ実績3 大学推薦9			
義務教育学校	R7	2 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 0 )				
	R6	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )				
高 等 学 校	R7	51 ( 11 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	51 ( 11 )	社会人経験B2 教職経験1 特定資格1 スポーツ実績1 大学推薦6			
	R6	32 ( 10 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	32 ( 10 )	社会人経験A1 教職経験1 特定資格1 国際貢献1 大学推薦6			
特別支援学校	R7	53 ( 14 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	53 ( 14 )	社会人経験A1 教職経験3 特定資格1 国際貢献1 スポーツ実績1 大学推薦7			
	R6	30 ( 12 )	2 ( 1 )	0 ( 0 )	32 ( 13 )	社会人経験A1 教職経験3 国際貢献3 大学推薦6			
合 計	R7	351 ( 71 )	2 ( 0 )	2 ( 1 )	355 ( 72 )	社会人経験A7 社会人経験B2 教職経験19 特定資格3 国際貢献1 スポーツ実績4 大学推薦36			
	R6	222 ( 67 )	6 ( 2 )	3 ( 1 )	231 ( 70 )	社会人経験A5 教職経験19 特定資格4 国際貢献1 スポーツ実績3 大学推薦38			

( ) は特別選考による採用者数(内数)

## 富山県スポーツ推進プランについて

### 1 策定年度

令和7年度（計画期間：令和7年度～令和11年度）

### 2 策定の背景

- 運動・スポーツ習慣が定着している県民の割合が国の平均を下回っている
- 計画に掲げる目標に達していない施策等、課題がある
- 国の「第3期スポーツ基本計画」や県の成長戦略等との整合を図る

### 3 基本目標

『スポーツで輝く社会の実現　ースポーツを楽しむ、健康で幸福な社会の実現ー』

### 4 基本施策

現行プラン	1 県民がスポーツに親しむことができる環境の充実 2 たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実 3 全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成 4 スポーツを支える人材の育成と活用 5 スポーツを通じた地域の活性化
新プラン	1 県民 <u>誰も</u> がスポーツに親しむことができる環境の充実 2 <u>運動好きな</u> 子どもの育成と <u>地域と連携した</u> 学校体育・スポーツの充実 3 全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成 4 スポーツを支える人材の育成と活用 5 スポーツを通じた <u>関係人口の創出と</u> 地域の活性化

### 5 主なポイント

- (1) スポーツを活用した地域活性化（スポーツコミッションなど）
- (2) 障害者を含めたあらゆる世代のスポーツ機会の確保
- (3) 学校部活動の地域連携・地域展開に伴う中高生のスポーツ環境の確保・整備

### 6 策定スケジュール

- ・令和6年3月　スポーツ推進審議会に諮問
- ・令和6年7月　基本骨子（素）の検討
- ・令和6年11月　中間とりまとめ（案）の検討
- ・令和6年12月　パブリックコメントの実施
- ・令和7年3月　答申（案）の検討・決定、スポーツ推進審議会から答申
- ・令和7年4月　教育委員会で報告
- ・令和7年5月　プラン策定・公表

参 考

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和7年5月30日(金) 10:00 予定  
教育委員会 (県庁4階 大ホール)